

OFF



令和7年度集合住宅及び事業所等における LED照明機器切替助成金



申請の手引き

区内の集合住宅や事業所におけるエネルギー使用量削減のため、既存の照明から省エネルギー効果の高いLED照明機器への切替工事にかかる導入経費を助成します。

※賃借人、区外在住者の申請が可能です。

対象期間

令和7年2月1日(土)から令和8年1月31日(土)まで
【対象期間】とは助成対象機器の「設置」または「工事」が完了した日を指します。

申請期間

令和7年4月10日(木)から令和8年2月27日(金) (必着)まで
期間内であっても予算枠に達した時点で受付終了となります。

令和7年度の主な改定内容

- ◆今年度から**事後申請**となります。
LED照明機器切替工事及び支払が完了した後、必要書類をそろえて申請してください。
- ◆提出書類の見直しを行いました。
【注意】切替前の写真が無い箇所については、助成対象外となります。

問い合わせ・申請書提出先

杉並区 環境課 温暖化対策係

電話 03-5307-0672 (直通)

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区役所 西棟 7階 1番窓口
午前8時30分～午後5時 (祝日・年末年始を除く月～金)

杉並区公式ホームページにも掲載しています。

杉並区 LED

検索




助成の対象は集合住宅の共用部分(廊下・階段等)や事業所です。

※個人の住宅は対象ではありません。

目次

助成対象機器.....	1
助成額.....	1
申請の要件.....	2
申請対象者.....	2
申請受付期間.....	2
対象期間.....	2
申請の流れ.....	3
郵送申請のご案内.....	3
必要書類（共通）.....	4
必要書類（申請者別）.....	5
所有者の方.....	5
個人事業主の方.....	5
区内中小企業者法人の方.....	5
管理組合等の方.....	6
町会・自治会等の方.....	6
商店街組合等の方.....	6
医療法人、社会福祉法人、学校法人の方.....	6
注意点.....	7
その他.....	7
国や都、その他の助成金.....	7
管理規約及び議事録等の主な審査部分（管理組合等の方が申請する場合）.....	8

助成対象機器

機器の種類	機器の要件
ベースライト ダウンライト シーリングライト スポットライト 直管型 その他これらに 類するもの	<p>次の条件を全て満たすもの。</p> <p>(1) 照明機器の取付け方が、つり下げ形、直付け形、埋込み形、又は壁付け形のものであること (卓上スタンド、その他のコンセント設備を使用するものを除く)</p> <p>(2) LED 照明を使用した機器以外の照明機器から未使用の LED 照明機器への切替工事であること。 ただし、次のものは対象外とする。</p> <p>ア LED 照明機器から LED 照明機器への交換 イ 既設照明機器にそのまま LED ランプを装着すること。 ウ 既設の照明機器を改造するバイパス工事等 エ リース品を使用した切替工事 オ LED を用いたネオンランプへの切替工事</p> <p>(3) 固有エネルギー消費効率が 85 ルーメン/ワット (lm/W) 以上 であること。(※1)</p> <p>(4) LED モジュール寿命が 40,000 時間以上 あること。</p> <p>(5) 既設の照明機器よりも省エネルギー効果が高いものであること。</p> <p>※1 「lm/W (ルーメンパーワット)」とは、光源の全光速 (lm) を消費電力 (W) で割った数値</p>
LED 誘導灯	<p>次の条件を全て満たすもの。</p> <p>(1) 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱（平成 21 年 3 月 10 日付 20 環都計第 529 号）第 2 に定める指定基準を満たすものであること。(※2)</p> <p>(2) LED 照明を使用した誘導灯以外の誘導灯から未使用の LED 誘導灯への切替工事であること。 ただし、次のものは対象外とする。</p> <p>ア LED 誘導灯から LED 誘導灯への交換 イ 既設 LED 誘導灯にそのまま LED ランプを装着すること。 ウ 既設の誘導灯を改造する工事 エ リース品を使用した切替工事</p> <p>(3) 既設の誘導灯よりも省エネルギー効果が高いものであること。</p> <p>※2 助成対象機器となる LED 誘導灯は、「東京都産業労働局 中小企業者向け省エネ促進税制対象機器」サイト内の導入推奨機器検索から検索できます。</p> <p>▼二次元コード </p> <p>https://www.donyu-suisho.metro.tokyo.lg.jp/</p>
LED 非常灯	<p>次の条件を全て満たすもの。</p> <p>(1) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 126 条の 5 第 1 号又は第 2 号に規定する構造のものであること。</p> <p>(2) LED 照明を使用した非常灯以外の非常灯から LED 非常灯への切替工事であること。 ただし、次のものは対象外とする。</p> <p>ア LED 非常灯から LED 非常灯への交換 イ 既設の非常灯にそのまま LED ランプを装着すること。 ウ 既設の非常灯を改造する工事 エ リース品を使用した切替工事</p> <p>(3) 既設の非常灯よりも省エネルギー効果が高いものであること。</p>

助成額

・機器本体、切替に必要な関連部材の購入費、切替に必要な工事費用の合計額（税抜）の 50%

・**限度額 30 万円**

※処分費、諸経費、管理費等は、対象となりません。

※国・都の助成金を受けている場合、その助成金額を超え、自己負担金額がある場合のみ助成対象となります。

申請の要件

- ・機器は未使用品であること、またリースでないこと
- ・助成金対象機器の「機器の要件」を満たしていること
- ・**申請者、支払者が同一人**であること
- ・**令和8年2月27日（金）までに必要な書類がすべてそろえて提出すること**
- ・**同一の集合住宅、事業所につき、1回に限り申請可能**
- ・対象機器等は、適正管理すること

申請対象者

以下①～③のいずれかに該当する方

※建物共有又は自らの所有に属さない場合は、所有者全員の同意を得ている必要があります。

- ①杉並区内の集合住宅の共用部分に、対象機器を自ら購入し設置する方 **（個人・法人・管理組合等）**
- ②杉並区内の事業所に対象機器を設置する杉並区内中小企業者 **（法人、個人事業主）**
- ③杉並区内の事業所に対象機器を設置する **町会、自治会、商店街組合等、医療法人、社会福祉法人**

申請受付期間

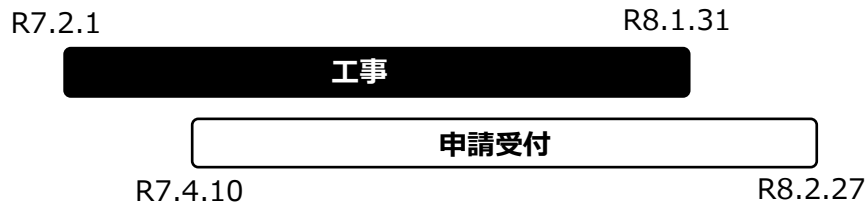
令和7年4月10日（木）～令和8年2月27日（金）（必着）

※上記受付期間内であっても申請が予算枠に達した時点で受付を終了します。

※LED照明機器切替工事及び支払が完了した後、申請に必要な書類をすべてそろえた上で申請してください。
不足や不備がある場合、受付できません。

対象期間

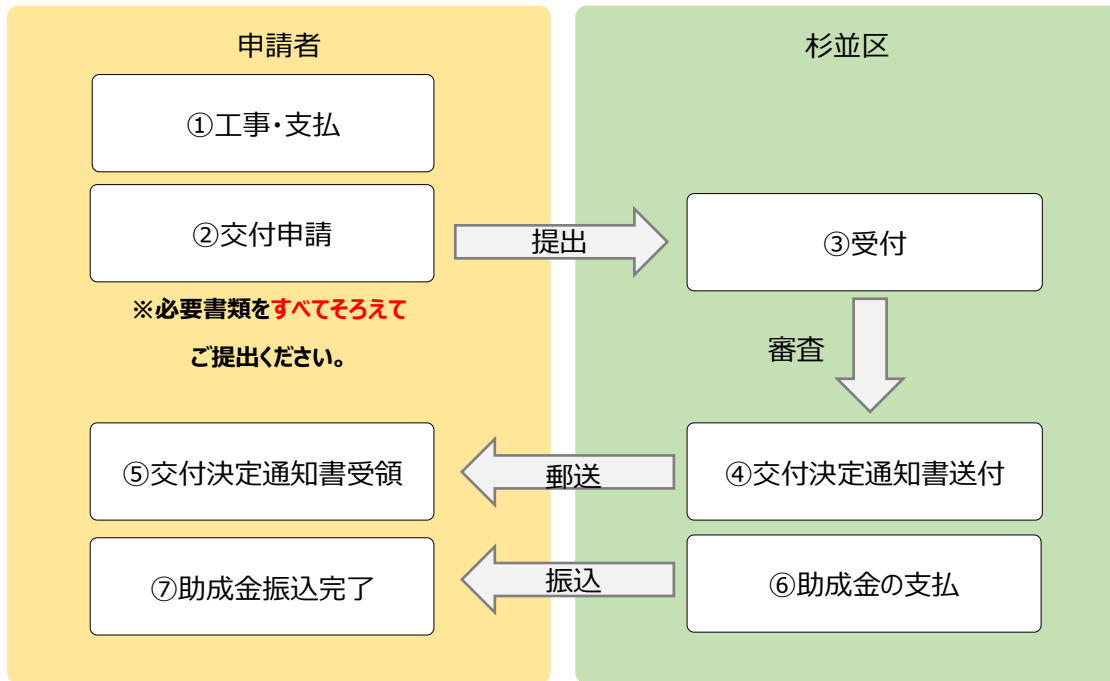
令和7年2月1日（土）～令和8年1月31日（土）



※【対象期間】とは助成対象機器等の「**設置**」または「**工事**」が完了した日を指します。

申請の流れ

・申請者または代行者（施工者、販売店など）が窓口または郵送で必要書類を提出してください。

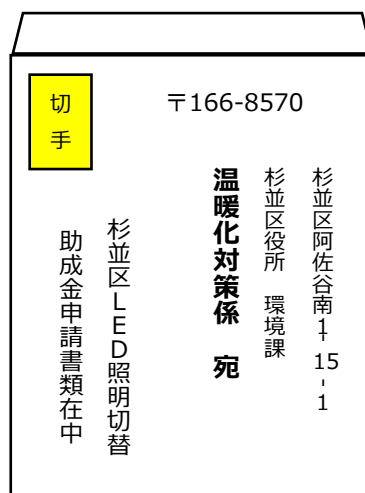


申請受付から振込まで **1 か月～2 か月程度**かかります。

申請の状況によって、審査、振込手続きに時間を要する場合があります。

郵送申請のご案内

- ① **締切日（令和8年2月27日）必着**です。締切日に到着しない場合は受けられません。
郵便事故防止のため記録の残る方法（レターパック、特定記録、簡易書留等）でお送りください。
書類に不備があった場合に書類を返送できません。不備書類は再度ご提出いただけます。
- ② 代行者が申請書類を複数件まとめて提出する場合は、**1 申請ごとに分けてクリアファイル等に入れ、書類が混ざらないようにしてください。**
- ③ 提出された書類は返却できませんので、**必ず申請者用として手元に控えをお取りください。**



申請書送付先 ※切り取って郵便物の宛名としてご利用ください。

〒166-8570
杉並区阿佐谷南 1-15-1
杉並区役所 環境課 温暖化対策係 宛

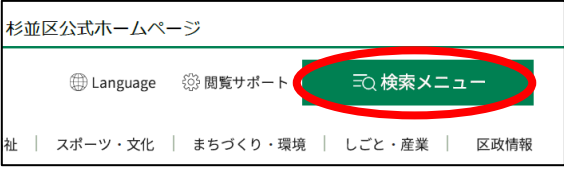

杉並区 LED 照明切替助成金申請書在中

キ
リ
ト
リ
ノ

必要書類（共通）

- ・書類の不足、記入漏れ、記入誤りがないかご確認ください。
- ・消えるボールペン、鉛筆、砂消し、修正液等は使用できません。修正箇所は二重線で消してください。
- ・書類はすべてA4サイズ（現像写真等は、A4用紙に貼付）で提出してください。
- ・紙削減のため、なるべく両面印刷を心がけてください。

※申請者別に必要な書類もあります。5ページをご確認ください。

<input type="checkbox"/> 申請書兼請求書（第1号様式） 振込口座は、 申請者の本人名義口座 （法人の場合は法人名義/管理組合の場合は管理組合名義口座）に限ります。 手続きの代行者（施工者、販売店等）を定める場合は記載が必要です。 建物が共有または自らの所有に属さない場合は、裏面に共有者または所有者の同意についての記載が必要です。	第1、6、7号様式は区HPでダウンロードできます。  ▼キーワード検索 「LED 申請書」 ▼ページID検索 「8571」 
<input type="checkbox"/> 工事概要（第6号様式）	
<input type="checkbox"/> 完了報告書（第7号様式） 施工者に記入を依頼してください。	
<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類（写） （例）運転免許証、マイナンバーカードの表面（裏面不要）、住民票の写し（続柄、本籍、マイナンバー記載不要）等 有効なもの ※社会保険証やパスポートなど、住所が <u>手書きのもの</u> は不可。	
<input type="checkbox"/> 領収書（写） 申請者が 助成対象経費の全額を支払ったこと が分かること。 宛名が 申請者と同一人でフルネーム が記載されていること。（管理組合の場合は〇〇管理組合、法人の場合は〇〇法人でも可。個人事業主は個人名宛にすること）	
<input type="checkbox"/> 助成対象経費の内訳が確認できる書類 （見積書または領収内訳書など） 【注意】機器の型番が誤って記載されていると再提出をお願いする場合があります。ご注意ください。	
<input type="checkbox"/> パンフレット・カタログ等の写し 対象機器の 型式、形状、規格（W、lm/w、モジュール寿命等） がわかるもの 本体とライトバーを組み合わせる場合は、両方またはセットのパンフレット	
<input type="checkbox"/> 切替工事場所がわかる照明機器配置図 申請する 照明機器1つ1つ に現況カラー写真と対応した番号を附番したもの。 型番が複数となる場合は、「1-1、1-2、2-1」等工夫して記載すること。 複数階が同じレイアウトであっても、各階ごとに提出すること。	

<input type="checkbox"/>	施工前の切替工事箇所カラー写真 【申請台数分すべて】	照明機器 1 つ 1 つに配置図と対応した番号を付番し、撮影日を記載した もの。 例：5 台 2 種類の場合→5 台分すべての箇所の写真が必要です。
<input type="checkbox"/>	施工後の切替工事箇所カラー写真 【申請台数分すべて】	【注意】切替前の写真が無い箇所は、助成対象外となります。
<input type="checkbox"/>	切替後の本体型式表示部分の写真 (判別できる画質・大きさであること)	1 型式につき 1 枚、本体とライトバーに分かれている場合は両方。 撮影日を記載したもの。 例：5 台 2 種類の場合→2 枚の型式表示部分の写真 【注意】施工後は型番が撮影できないことがあります。ご注意ください。

必要書類（申請者別）

申請者の種別によって、以下の書類の提出が必要です。

※不動産登記、商業登記、法人登記の各現在事項証明書（写）は、**法務局が発行したものを提出してください。**
(登記情報提供サービスで取得したものは不可)

所有者の方

集合住宅の共用部分、事業所の切替工事を行った所有者の方

<input type="checkbox"/>	建物の不動産登記の現在事項証明書（写） 所有者が確認できるもの 登記情報提供サービスで取得したものは不可
--------------------------	---

個人事業主の方

事業所の切替工事を行った方

<input type="checkbox"/>	営業許可書、直近の確定申告書等（写） 設置場所で事業を営んでいることがわかるもの
<input type="checkbox"/>	建物の不動産登記の現在事項証明書（写） 所有者が確認できるもの 登記情報提供サービスで取得したものは不可

区内中小企業者法人の方

事業所の切替工事を行った方

<input type="checkbox"/>	商業登記の現在事項証明書（写） 代表取締役（申請者）が確認できるもの 登記情報提供サービスで取得したものは不可
<input type="checkbox"/>	建物の不動産登記の現在事項証明書（写） 所有者が確認できる不動産登記 登記情報提供サービスで取得したものは不可

次ページに続く

管理組合等の方

集合住宅の共用部分の切替工事をした方(管理組合の場合、申請者は管理組合理事長)

※管理規約及び議事録等の詳細は8～9ページをご覧ください。

<input type="checkbox"/>	管理規約 (写) 共用部分の範囲、理事長の選任方法がわかるもの
<input type="checkbox"/>	決議書または議事録 (写) LED化について決議されたことを確認できるもの
<input type="checkbox"/>	(管理組合の場合) 決議書または議事録 (写) 現在の理事長が選任されたことが確認できるもの
<input type="checkbox"/>	(区分所有法第25条第1項(同法第66条において準用する場合を含む)の規定により選任された管理者の場合) 決議書または議事録 (写) 管理組合の集会で現在の管理者が選任されたことが確認できるもの

町会・自治会等の方

<input type="checkbox"/>	町会・自治会等認可通知書 (写) または 告示事項証明書 (写) 所在地と代表者名がわかるもの
<input type="checkbox"/>	建物の不動産登記の現在事項証明書 (写) 所有者が確認できるもの 登記情報提供サービスで取得したものは不可

商店街組合等の方

<input type="checkbox"/>	定款等の写し
<input type="checkbox"/>	建物の不動産登記の現在事項証明書 (写) 所有者が確認できるもの 登記情報提供サービスで取得したものは不可

医療法人、社会福祉法人、学校法人の方

<input type="checkbox"/>	法人登記の現在事項証明書 (写) 代表者が確認できるもの 登記情報提供サービスで取得したものは不可
<input type="checkbox"/>	建物の不動産登記の現在事項証明書 所有者が確認できるもの 登記情報提供サービスで取得したものは不可

注意点

助成金を受ける方が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付額の一部もしくは全額の返還を求めることがあります。

- ・虚偽その他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたと認められたとき
- ・助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ・杉並区暴力団排除条例に基づき助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき

その他

- ・対象設備等の導入は、立地上または構造上の危険が生じないことを確認した上で行ってください。また、近隣への迷惑にならないように、使用により生ずる光の反射や騒音等の発生の防止に配慮し、周辺環境の保全に努めてください。
- ・執拗に契約を急がせる業者には注意し、また紹介された業者だけでなく、複数の販売店から見積りをとるようにしてください。
- ・必要に応じて、区から協力や調査を求める場合があります。
- ・申請が予算枠に達した場合は抽選を実施する場合があります。

国や都、その他の助成金

- ・国、東京都およびその他の機関等の助成金と併用することができます。

※ただし、**助成金額の合計が助成対象経費を超えないこと。超える場合は区の助成が減額されます。**

※併用が禁止されている助成金もありますので、必ず併用先にもお問い合わせください。

管理規約及び議事録等の主な審査部分（管理組合等の方が申請する場合）

Q 管理組合等の場合、管理規約と議事録等は何を提出すれば良いですか？

A 以下をご確認いただき、**表紙と該当部分**をご提出ください。

付箋、マーカーなどで該当箇所がわかるようにしてください。

管理規約の該当箇所を探すことが難しい場合は、管理規約全部（写）をご提出ください。

管理規約 主な審査部分

- ①共用部分の範囲
- ②理事長（管理者）の選任方法

【例】

〇〇管理規約

(省略)

(共用部分の範囲)

第8条 対象物件のうち共用部分の範囲は、別表第2に掲げるとおりとする。

~~~~~

第3節 役員

(役員)

第35条 管理組合に次の役員を置く。

- 一 理事長
- 二 副理事長 ○名
- 三 会計担当理事 ○名
- 四 理事（理事長、副理事長、会計担当理事を含む。 ○名
- 五 監事 ○名

2 理事及び監事は、組合員のうちから、総会で選任する。

3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、総会で選任する。

4 理事長及び副理事長は、理事の互選により選任する。

~~~~~

理事会

(議決事項)

第55条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

(省)

- 九 総会から付託された事項
- 十 理事長、副理事長及び会計担当理事の選任及び解任

①共用部分の範囲

別表に示されていることがほとんどです。該当別表もご提出ください。（工事箇所が共用部分か確認します）

【別表】

別表第2 共用部分の範囲

- 1. エントランス、風除室、…
- 2. ゴミ置場、自転車置き場、…

②理事長（管理者）の選任

申請者である理事長（管理者）の選任方法について、議事録と併せて確認します。
※役員の数になくとも、理事会の箇所に記載がある場合があります。

③理事長が理事会選任されることが定められている場合

議事録等 主な審査部分

- ①LED化することの承認
- ②理事長（管理者）の選任

第19期通常総会議事録

議事

~~~~~

第3号議案 マンション共用照明LED化工事実施承認の件  
議長の指名により、管理会社から議案について説明が行われた。  
質疑応答の後、採決をとったところ、賛成多数により承認された。  
なお、杉並区LED照明機器切替助成金を申請することとした。

~~~~~

第11号議案 第20期役員選任承認の件
議長の指名により、管理会社から議案について説明が行われた。
採決を求めたところ、全員賛成により本議案は承認された。

部屋番号	氏名	役職
100	〇〇	理事長
101	〇〇	副理事長

①LEDを導入することについて決議されているか。
共用部分にLEDを導入することについて承認されているかの確認

②理事長（管理者）の選任申請者が選任されているかの確認